

# 資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、  
資金不足比率を次のとおり公表します。

## 令和4年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

## 令和3年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

## 令和2年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。

## 令和元年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	4.3	20.0

## 平成30年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	3.0	20.0

## 平成29年度

会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
公立野辺地病院事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示しています。